

所管部課	地域福祉部 生活福祉課		部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和5年4月1日施行の東大和市個人情報保護条例廃止及び東大和市個人情報保護法施行条例制定に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 第20号様式の2中「東大和市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律、東大和市個人情報保護法施行条例」に改める。</p> <p>(2) 施 行 日 令和5年4月1日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 個人情報の取り扱いについて適正に事務を行うことができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>規則の案文は、文書課において審査済。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。